

令和2年度  
第2回新潟県鳥獣被害対策本部会議次第

日 時 令和2年10月12日（月）9:00～

会 場 災害対策本部会議室

開 会

議事

- 1 現時点の被害発生状況について
- 2 ツキノワグマ特別警報の発表について
- 3 強化警戒に向けた今後の取組について

## 令和2年度

### 第2回新潟県鳥獣被害対策本部会議出席者名簿

#### <対策本部出席者>

氏名	職名	備考
佐久間 豊	副知事(本部長)	
村山 雅彦	県民生活・環境部長	
熊倉 健	防災局長	
山田 治之	農林水産部長	
岡崎 信彦	県警本部生活安全部生活安全企画課 生活安全指導官	代理出席
渡辺 哲郎	県警本部地域部地域課 地域調査官	代理出席

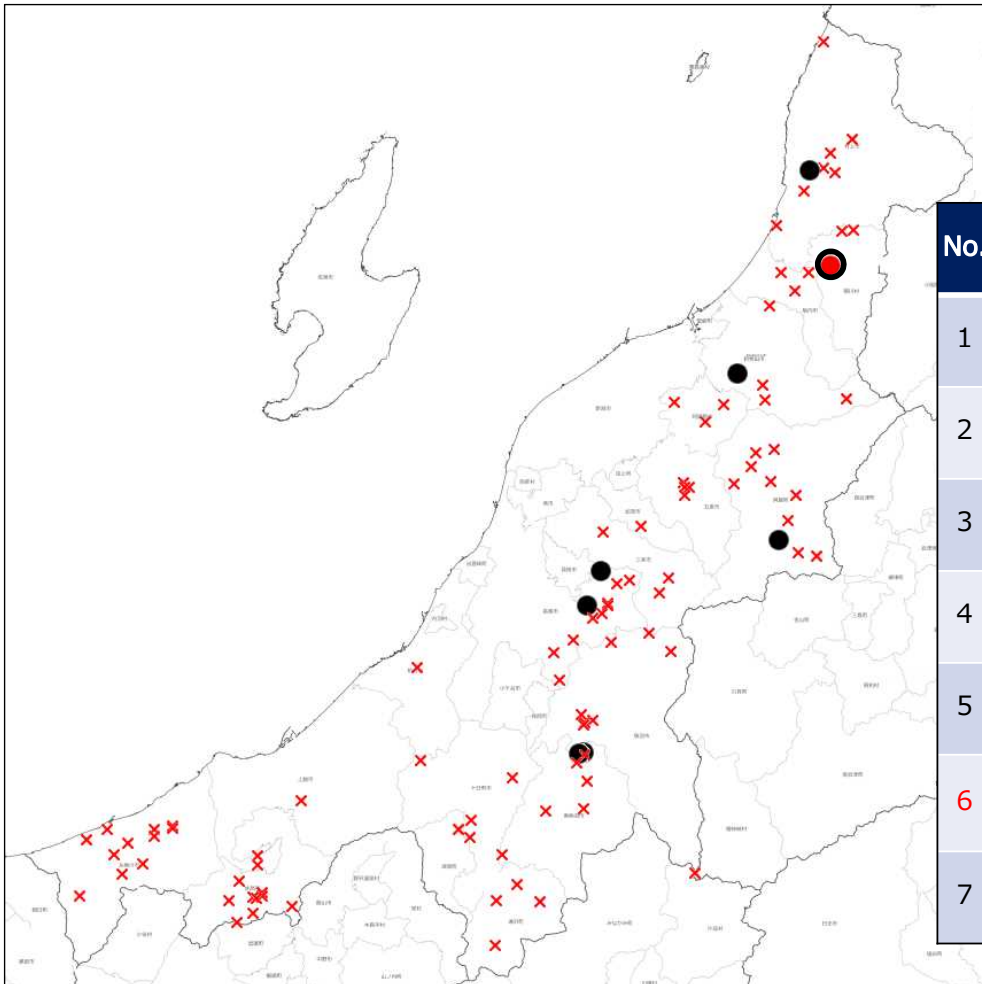
#### <センター・関係課>

氏名	職名	備考
神部 淳	鳥獣被害対策支援センター所長(農産園芸課長)	
梅津 了	鳥獣被害対策支援センター副所長(環境企画課長)	
—	知事政策局広報広聴課	
—	防災局消防課	
—	観光局観光企画課	
—	農林水産部農業総務課	
—	農林水産部地域農政推進課	
—	農林水産部経営普及課	
—	農林水産部林政課	
—	農林水産部治山課	
—	農地部農地管理課	
—	土木部監理課	
—	教育庁保健体育課	
—	県警本部生活安全部生活安全企画課	
—	県警本部地域部地域課	
—	県民生活・環境部環境企画課	
—	農林水産部農産園芸課	
—	防災局危機対策課	

# 令和2年度第2回 新潟県鳥獣被害対策本部会議

令和2年10月12日（月）  
鳥獣被害対策支援センター

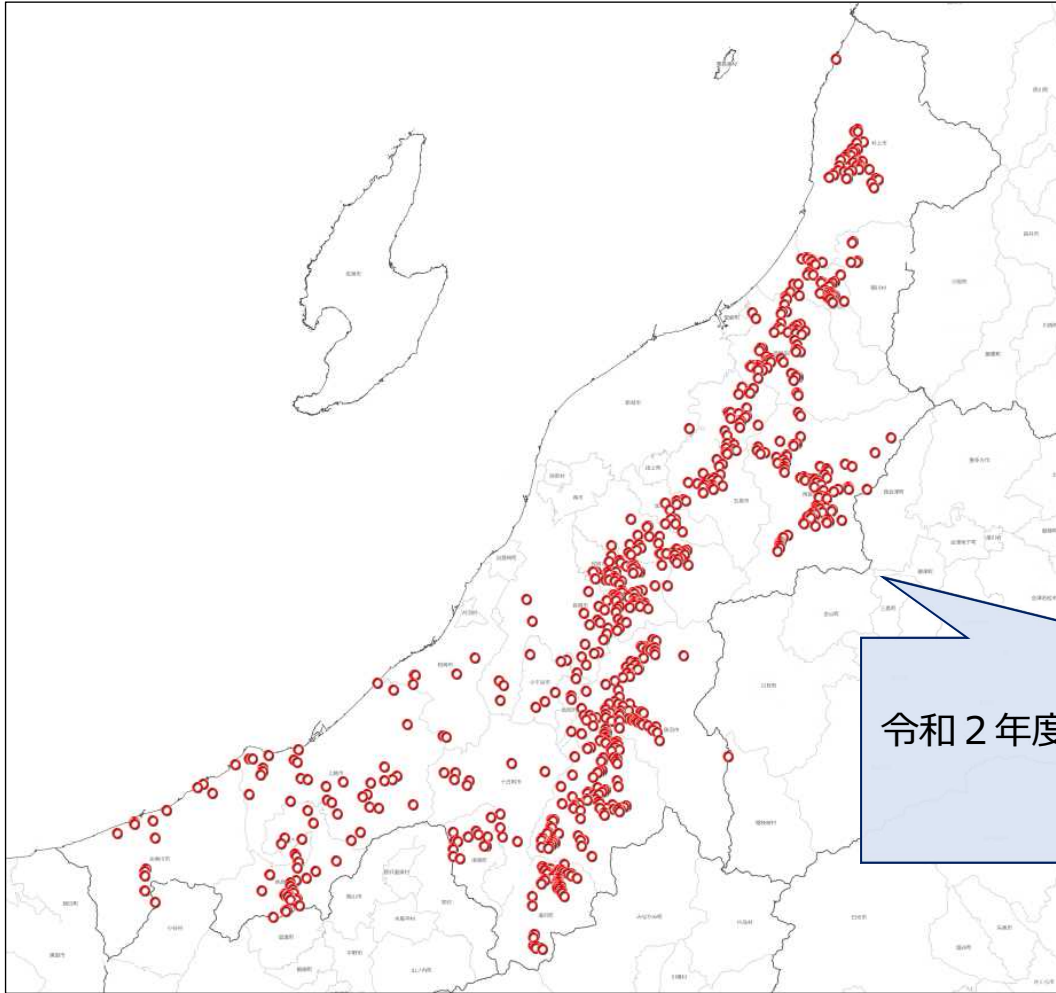
## クマによる人身被害の発生分布（H6～R2）



令和2年度人身被害発生状況  
(令和2年10月11日現在)

No.	発生日	場所	被害者数
1	R2.9.23	長岡市北荷頃地内	1
2	R2.9.26	長岡市人面地内	1
3	R2.9.28	阿賀町広谷地内	1
4	R2.9.29	村上市鶴渡路地内	1
5	R2.10.1	新発田市松岡地内	1
6	R2.10.1	関川村下関地内 (死亡事故)	2 (うち1名死亡)
7	R2.10.11	南魚沼市山崎地内	2

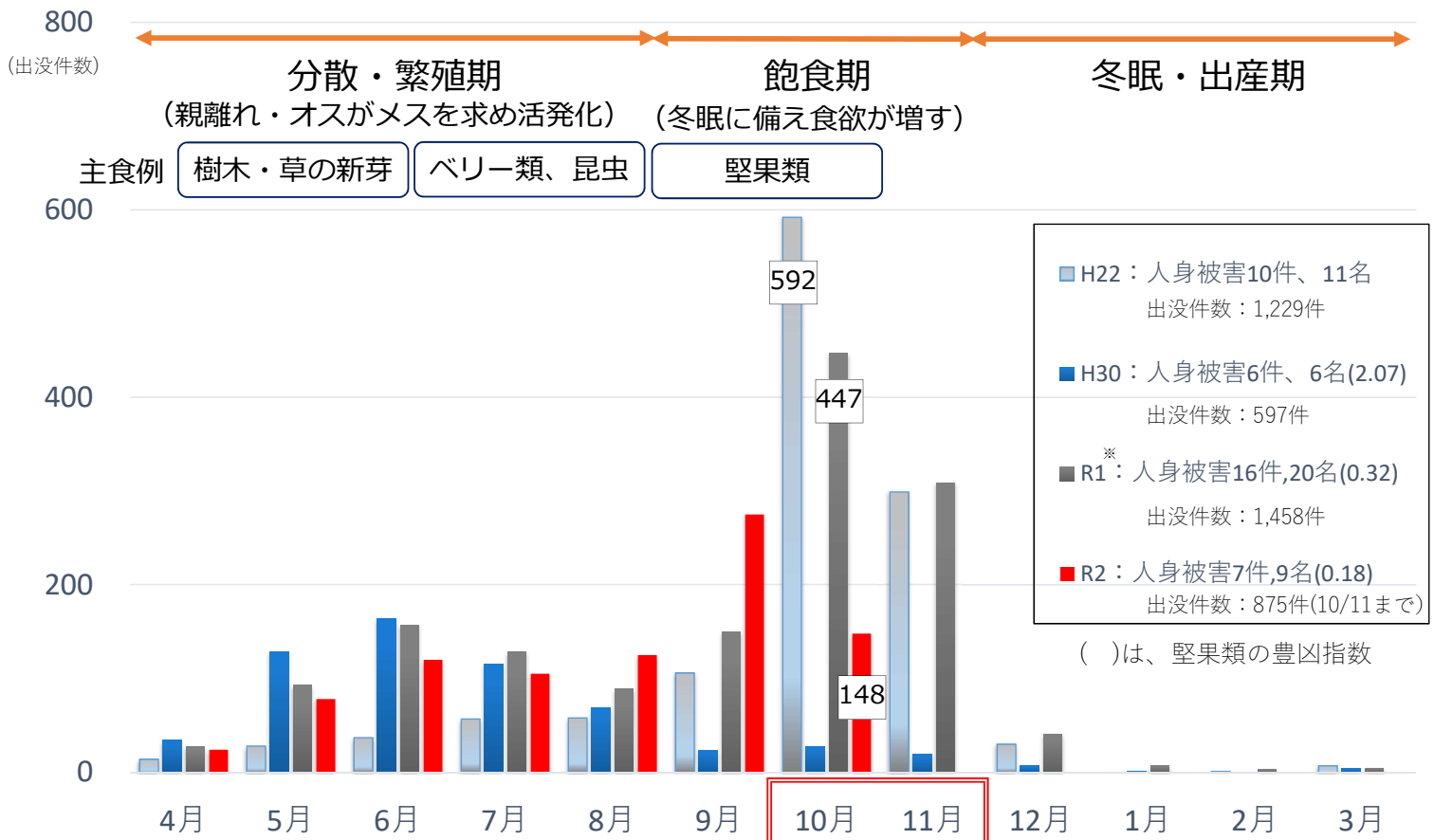
# クマ目撃・痕跡・人身被害の発生分布（令和2年度）



令和2年度の目撃等の件数：**875件**  
 （令和2年10月11日現在）

2

## 月別のクマ出没の状況



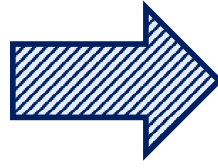
3

# クマ出没に対する県の対応レベル

## 警戒対応レベルと対応の考え方

### 【特別警報レベル】

基準：県内で死亡事故発生  
(直近は平成13年)



### 【特別警報レベル】

体制：対策本部会議→10月12日  
(本部長：副知事)  
対応：さらなる厳重な警戒

### 【警報レベル】

基準：県内各地で人身被害発生  
(5市町村)

### 【警報レベル】

体制：拡大センター会議→10月1日  
対応：厳重な警戒の呼びかけ

### 【注意報レベル】

基準：県内で人身被害発生  
(9月23日、25日長岡市)

### 【注意報レベル】

体制：センター会議→9月26日  
対応：注意喚起

4



## クマ出没特別警報発表

～あなたの命を守るため クマに警戒してください～

### 三注 (3つの注意事項) の実践

- ①クマの出没が確認されている場所には  
近づかない
- ②単独行動を避ける
- ③音の鳴るものを携行する



5

# クマによる被害防止に向けて

～ 秋季はクマはエサを求めて行動が活発となります ～

- クマが近くで出没した場合、できる限り外出は控えてください
- 自宅近くの畑などでも単独行動は避けてください
- ラジオや鈴などの音の鳴るものを携行してください
- 車は、クラクションを鳴らしてから降りてください
- エサとなる生ゴミや果実、農作物等は適切に処分してください
- 庭などの柿や栗は、早めに収穫したり、木に登れないような対策をしてください
- 山から離れていても藪などの近くでは注意してください（可能な限り藪は刈払ってください）
- 山に近づく場合、できる限りクマスプレー（鼻などに強い刺激を与える成分を噴射して撃退するグッズ）などを持参してください

## クマに関する情報

新潟県 ツキノワグマによる人身被害を防ぐために

検索

6

## 今後の取組 ～クマの捕獲強化～

- 捕獲の推進
  - ・ 市町村に対し、人身被害防止のため、里地周辺での捕獲を推進するよう要請（令和2年10月9日）
- クマ用罠の調整
  - ・ 罠が不足する市町村に対し、台数に余裕がある他市町村からの貸出を調整
  - ・ 市町村間の貸出等を実施しても罠の不足が生じる場合、緊急的な罠の調達を検討
- 広報の強化
  - ・ チラシや市町村の広報誌など多様な手段を活用した更なる注意喚起を実施

7